

会員各位

2025年3月3日

◆◆ 3月開催オークションの自動車税の取り扱いについてのご案内【重要】 ◆◆

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
さて、この度は年度末にあたる3月開催オークションの自動車税の取り扱いについてご案内させていただきます。

普通車		軽自動車	
落札店様より令和7年度分の自動車税相当額をお預かり致します。		4月1日迄 名義変更・返納	落札店様に名義変更保証金を返金致します。
3月中 移転・抹消登録	落札店様に預かり金を返金致します。	4月2日以降 名義変更・返納	出品店様に自動車税相当額をお支払いし、落札店様に名義変更保証金より、自動車税相当額を差し引いて返金致します。
4月1日 以降	出品店様に預かり金をお支払い致します。		
	1か月分を出品店様にお支払いし、11か月分を落札店様に返金致します。	※書類有効期限を遅れた場合 名義変更遅延ペナルティは別途必要となります。	

※3月12日開催分の書類期限は、年度末に伴い特別措置となります。



TEL 06-6612-5612 (代表)

TEL 06-6612-5615 (書類)